平成２２年（フ）第３５３号
大津市大萱４丁目６番44号　ルラシェ102号、前住所大津市大萱５丁目３番２号　本郷ハイツ201号中村方
債務者　大西　剛司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７１号
大津市坂本７丁目12番５―103号　坂本第一団地、住民票上の住所大津市仰木の里３丁目５番23号　モンテカンパーニャＡ棟101号
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７２号
大津市坂本７丁目12番５―103号　坂本第一団地
債務者　山本　二郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７６号
滋賀県栗東市小柿７丁目５番１－２号
債務者　金森　博行
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７７号
滋賀県栗東市小柿７丁目５番１－２号
債務者　前田　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９２号
大津市御殿浜10番Ｃ―103号
債務者　菊川　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
奈良県五條市住川町91番地の281
債務者　疋田　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１９７号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目１番４号　センターストリームＡ103号、旧住所鳥取県鳥取市安長202番地１
債務者　丸山　万里
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９号
鳥取県米子市旗ケ崎８丁目13番５号
債務者　神　　涼子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３４６号
広島県東広島市西条町助実1779番地１　日角ビル３Ａ
債務者　塚本　佳弘
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５０号
広島市安佐南区祇園６丁目21番17―103号
債務者　尾川　信三
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５１号
広島市安佐南区祇園６丁目21番17―103号
債務者　尾川トキヱ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２９号
広島市中区江波西１丁目６番64号　芳洋荘内
債務者　林　　弘惠
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３５号
広島市安佐北区小河原町61―19、住民票上の住所広島市東区上温品３丁目22番23―13―201号
債務者　田原　有敏
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８３号
広島市東区曙１丁目８番24―210号
債務者　青木　謙治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４４号
広島市西区横川町３丁目12番15―603号
債務者　加藤　博通
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６号
愛媛県松山市南江戸１丁目４番30号　サクラメントアヴェニュー204号
債務者　伊賀上敏郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所